

令和3年(ワ)第3483号 損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

準 備 書 面 (3)

令和4年11月 9日

(次回期日：11月14日)

東京地方裁判所立川支部民事第1部3B係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本

勇

同 羽 根 一 成



原告準備書面(2)に対する被告の主張は、従前述べたとおりである。

なお、(建築確認の)申請後の場合は、応答を留保しても直ちには違法とならず、「確認処分を留保されたまでの行政指導にはもはや協力できないとの意思を真摯かつ明確に表明し、当該確認申請に対し直ちに応答すべきことを求めているものと認められるとき」に、それ以後の行政指導を理由とする確認処分の留保は国賠法上違法とされる（最高裁昭和60年7月16日判決）。

本件については、原告の主張によても、原告は、チラシ1を窓口に持参したものの、それを持ち帰り、翌日チラシ2を持参しているのであるから、処分を留保されたまでの行政指導にはもはや協力できないとの意思を真摯かつ明確に表明し、申請に対し直ちに応答すべきことを求めていたという余地はないのである。 以上